

第116回大阪府大規模小売店舗立地審議会

開催日時：令和3年6月8日(火)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、書面形式により開催。

案 件	審議結果等
(仮称)スーパービバホーム吹田千里丘店 (吹田市)【新設】	大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。  大規模小売店舗立地法に基づく意見はないが、留意事項として次のとおり設置者に伝えることが適当である。  市道千里丘北1号線に面した出入口の利用において、来退店車両と歩行者との交錯や右折出庫が懸念されるので、設置者が届出書で提示した対応策を確実に履行するなど、十分配慮すること。
じゃんぼスクエア富田林店(富田林市) 【変更】	大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。